

令和 7 年度 八頭町果樹トレーニングファーム就農研修生 募集要項

(一財)八頭町農業公社では、八頭町で果樹栽培(梨、柿)により農業を始めようとする方を研修生として受け入れ、栽培技術や経営などに優れた先進的農家で技術習得していただく研修制度を実施しています。

この度、第 2 期研修生として、町内に在住又は移住し、果樹で独立就農する意向のある者を以下のとおり募集します。

研修目的	八頭町内で果樹の栽培技術等の習得を支援することで、八頭町への新規就農者を確保し、就農定着につなげ産地強化を図ることを目的としています。
研修実施主体	一般財団法人 八頭町農業公社
研修内容	○栽培研修：果樹農家になるために、研修受入農家での農作業の実践 ○基礎研修：主に農業の基礎知識や農業経営者としての心構えなどを学習
研修期間	○研修(研修期間は原則 2 年間、地域おこし協力隊は 3 年間の研修可) 令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 9 年 9 月 30 日 (2 年間) ○追加研修(上記研修修了者への追加的な農業技術の実践研修) 1 年以内 (令和 9 年 10 月 1 日 ～ 令和 10 年 9 月 30 日) ※追加研修は、研修生の自己評価、研修受入農家の評価等をもとに適否を判断し、実施を決定します。
研修場所	○栽培研修:研修生の希望に基づき、かつ公社、町、県八頭事務所、JA等関係機関での協議により、八頭町内の研修受入農家を決定し、その農家の果樹園で研修 ○基礎研修:JA、県八頭事務所等
研修作物	梨・柿
研修期間中の生活支援	【町内に在住し農業を志す者】 ○八頭町就農研修支援交付金 月額 125,000 円 (年 1,500 千円) 【町外から移住して農業を始める者(地域おこし協力隊として雇用)】 ○賃金等 月額 187,400 円 (社会保険料等の本人負担分が差し引かれます) 期末・勤勉手当:年 2 回 ○住居 町が用意する住居に居住していただき、家賃賃借料は町が負担します(但し、光熱水費、通信費等は自己負担)。
住居	情報の提供あり
研修時間	研修受入先農家の就業時間による。 ※農繁期はこの限りではありません。
休日・休暇	研修受入先農家の休日カレンダーによる。 ※農繁期はこの限りではありません。

応募要件	○令和 7 年 4 月 1 日現在で、18 歳以上 55 歳未満の者 ○研修終了後に、青年等就農計画または農業経営改善計画の認定を目指す者 ○果樹の農業体験会に参加している等、農業体験を有すること ○事前に就農相談等を受けて、農業に対する情報と就農地等の想定ができていること ○八頭町内に移住又は在住し、果樹で独立就農する意向のある者 ○独立就農が可能な体力と農業に使える自己資金のある者 ○地域住民と協調し生活する意志のある者 ○普通運転免許証を有する者
募集人員	1～2 名
応募方法と留意事項	○事前相談 応募においては就農相談をしていただく必要がありますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。 ○募集期間 令和 7 年 5 月 1 日(木) ～ 6 月 30 日(月) (募集期間内に必着) ※募集定員に達しない場合は、追加の募集を行います。 ○応募書類 八頭町果樹トレーニングファーム就農研修申込書(別紙) ○応募書類提出先(問い合わせ先) 募集期間内に、八頭町農業公社または八頭町役場産業観光課へ上記の応募書類をご提出ください(郵送の場合は書留で)。 〒680-0463 鳥取県八頭郡八頭町宮谷 200 番地 1 一般財団法人 八頭町農業公社 TEL:(0858)72-3678 FAX:(0858)72-3679 メールアドレス:yazukousya@athena.ocn.ne.jp 〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家 493 番地 八頭町役場 産業観光課 TEL (0858)76-0208 FAX (0858)76-0217 メールアドレス:sangyou-kankou@town.yazu.tottori.jp ○留意事項 研修受入農家は、関係機関で協議の上、決定しますので、応募者が指名することはできません。
研修生の決定	○選考方法 一次選考(書類審査)と、二次選考(個人面接)により、研修生を決定します。 ○面接実施日 令和 7 年 7 月下旬を予定しておりますが、詳細は個別にお知らせします。 ○選考結果の通知 一次及び二次選考結果については、各応募者宛てに通知します。 ○採用決定 令和 7 年 8 月上旬予定
研修後の支援等	○研修終了後は、公社、町、県八頭事務所、JA等関係機関で支援を行います。就農は、あくまでも研修生が主体的に行うものであり、研修生自らの責任において最終決定するものであることを御承知ください。